

令和3年2月5日

札幌市市民文化局市民自治推進室
市民活動促進担当課 御中

特定非営利活動法人 札幌市福祉生活支援センター
代表理事 [REDACTED]

報告書

(1) 法第21条違反に係る以下の項目

ア [REDACTED]氏の役員就任の経緯

- ① [REDACTED]は、当法人設立の提案者で、役員推薦の声がけなどを含め物心両面での尽力をされた、いわば当法人の生みの親とも言える人物です。同氏は、役員就任の依頼については固辞されたものの、当法人の運営が安定的でない状況（理事間の見解相違等により理事辞任がおきるなど）については強い憂慮を抱いていたようです。
- ② そんな中、平成22年から24年にかけて、青少年自立援助ホーム事業の主な収入となる措置費の計算方式が年度ごとに変更されました。平成22年度までは現員払い、平成23年度は定員払い、平成24年度上半期も定員払いと制度が変動する中、暫定定員払になるとの情報が寄せられ、これが実施されれば、事業運営上、大変な影響が出ると予測されました。事実、平成24年9月10日頃に「平成24年4月分に遡って暫定定員払いとする」旨の通達があり、直後、当法人が所轄庁（児童相談所）から、およそ200万円の返還を求められるという事態に陥りました。
- ③ [REDACTED]は、当法人の不安定な運営状況を打開し、設立発起者としての責任を果たすべく、平成23年6月に当法人の理事に就任していましたが、上記借金を当法人の他の役員に負わせることはできないとの思いと、さらには、障がい者支援と安定的な法人運営のため懸案となっていたグループホーム新規事業についての資金調達のため、当法人が日本政策金融公庫から300万円借入をする際に同氏が保証人を引き受け、当法人の運営責任を同氏が負うために理事就任を続行してきたものです。

イ [REDACTED]氏自身の法第21条等違反に係る認識の有無及び事実と異なる就任承諾書及び誓約書を提出したことに係る見解

法第21条及び同趣旨の当法人定款第14条3項に定める要件につき、以下、当法人が[REDACTED]から聴き取りをした内容を記載します。

① 違反に係る認識の有無

「妹の配偶者、また、配偶者の妹といった姻族については『親族』に含まれないものと思い、法律上の『親族』の範囲について誤解をしていました。不明の至りであり、深く反省するところです。」

② 事実と異なる就任承諾書及び誓約書を提出したことに係る見解

「『親族』の範囲自体について誤認があったことから、就任承諾書及び誓約書の提出についても該当者ではないとの認識でしたが、不適切でありました。」

ウ ■■■■■氏以外の役員及び社員の法第 21 条等違反に係る認識

- ① 法第 21 条及び同趣旨の当法人定款第 14 条 3 項に定める要件につき、当法人の役員及び社員も、「親族」には、妹の配偶者や、配偶者の妹といった姻族は含まれないものと誤って理解しておりました。不見識であったと反省しています。

エ 監事の法第 18 条等に係る職務の執行状況

監事■■■■■については、令和 2 年 2 月頃より所在不明となり現在は電話連絡も取れず、令和 2 年 4 月、遠藤静夫が監事に就任しています。■■■■■については、当時の職務の執行状況を確認することができません。結果的には、法第 18 条に規定されている監事の職務を適切に行っていなかったものと言わざるを得ないものと考えます。

オ 違反状態にある役員構成の是正に係る当該法人の見解

- ① ■■■■■及び■■■■■については、令和 3 年 1 月、両名から当法人に対し辞任届の提出があったため、1 月 23 日に会員に対して臨時総会の招集通知を発送し、1 月 29 日開催の総会において理事に千葉正威、森脇純江が新たに就任しました。よって、現在、法 21 条に規定された役員構成の違反状態自体は是正されております。
- ② ■■■■■については、今般、法人として定款第 18 条の「職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった」と認識するに至ったため、総会の議決を経て理事解任を行う予定です。当法人としては、過去の違反状態を重く受け止めております。■■■■■自身もまた重大な違反を異議なく認めているところであり、本件報告徴収の義務を果たした後速やかな解任処分を自ら求めております。
- ③ 以上のとおり、当法人としては、今後適切に役員解任手続を執行し、役員構成の是正を完結させる所存であります。

(2) さぼーとほっと基金助成事業に係る不適切な事務処理疑いについて

ア 倉庫の所有者情報

- ① 建物所在地、札幌市北区北 26 条西 16 丁目 1-16、構造、木造サイディング造、亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、床面積、1 階 101.25 m²、2 階 42.12 m²、合計 143.37 m²
- ② 所有者、■■■■■ a 氏、住所、■■■■■ a 氏の住所が記載

イ 倉庫の賃貸借契約の貸主が変更している経緯

- ① 本物件は、■■■■■ a さんが購入する前は■■■■■ b さん（元衆議院議員）の所有でした。■■■■■ b さんについては、■■■■■がその秘書を 17 年間していたという関係にあります。もともと■■■■■ b さんは本物件の管理（ゴミや草刈り、雪下ろし等）に難儀しており、■■■■■ a さんが頼まれて■■■■■ b さんから買い取ったもので、■■■■■ a さんは本物件を大規模リフォームした上で介護関係の施設にしようと考えていたようです。しかし実際にリフォームに取りかかってみると非常に難しく、

結局は断念し、本物件は放置されていました。近隣からの苦情も多かったようです。■は、■さんの奥様から、亡くなる前に「■さんに無理言って買って貰ったの。面倒見てやってね」と遺言のようにお願いをされていたとのこと。

- ② そこで、■の仲介により、■さんと当法人との間で賃貸借契約（H28.4.1）〔資料1〕を締結しました。建物はリフォームのために壁や床を取り壊し、居宅や事務所に戻すのは難しい状態でしたが、倉庫としては使用できました。その際、補修に要した費用は■の個人的な支出で賄ったようです。
- ③ ■さんとしては、建物が古く相当痛んでいるため、維持管理上の不備から賠償問題等になることを恐れていたようです。■さんから■に対し、本物件の管理をすべて任せるので活用してほしいとの申し出があり、平成30年6月25日、■さんと■の間で念書〔資料2〕が取り交わされ、「この建物の使用にあたり、建物管理と設備維持（修繕を含む）及び建物周辺の整備や近隣対応を担うこととし、その費用は私（■）が負担することと致します。」との約束で、■が■さんから建物の維持管理と使用とを委ねられました。両者の認識を推測するに、本物件の転貸をする権限や建物に起因する損害賠償債務の負担等、所有者と同一の権利義務を含めた使用貸借契約ではないかと思われます。
- ④ 上記使用貸借契約締結に伴い、②記載の■さんと当法人の間の賃貸借契約については賃貸借契約書〔資料1〕第六条の契約解除1ヶ月前通告の上、甲乙双方の合意により契約を解除することとなり、建物につき一切の権限を有する柿崎と当法人の間で賃貸借契約を締結する必要が出てきました。
- ⑤ ■は、自身の個人所得と、■さんから任された本物件の収益及び費用とを混在させてはならないと考えたようで、■が所有する「■c■」と当法人とで契約書B（H30年7月1日）を取り交わすこととなりました。なお、「■c■」は、後述のとおり法人格はありません。法人格のない団体でありながら代表者氏名の表記がない「■c■」名義の銀行口座が存在し、当法人は当該口座に家賃を振り込んでいました。今回の事件により初めて当法人の経理担当者は■c■が■の所有であることを知った次第です。なお、■の話では、■c■の口座には当法人が振り込んだ家賃がそのまま保管されているとのこと。
- ⑥ なお、⑤契約締結に先立ち、H30年6月25日、■c■と当法人とで賃貸借契約を締結することにつき、■は（すべてを任されている立場ではありましたが）、■さんに対して、■氏所有の■c■（と、後述する「■d■」を貸主として本物件の賃貸借契約書を作成する旨通知し、■さんの承諾を得ています。

ウ 倉庫の賃貸借契約期間と同時期の別の賃貸借契約書が存在する経緯

【平成30年度事業に係る契約書】について

- ① 当初、助成事業申請時に■a■さんと当法人との賃貸借契約書A（H28年4月1日）を提出しました。
- ② その後、上記（2）イ記載の一連の事情により、■c■と当法人との間の賃貸借契約に変更され、貸主と期間変更のために賃貸借契約書を作成し直したことにより、御庁に二本の契約書が提出されることとなりました。本件の契約変更については、当法人の経理簿にも切り替え計上されています。

③ なお、【平成30年度事業に係る契約書①】事案において、**a**さんの契約書Aと**c** **c**契約書Bの二本の契約書が存在していることは、平成31年4月24日、令和元年5月1日付で、市民活動促進課松浦様宛に書面で通知しております。

【就労継続支援B型花まる館に係る契約書】について

④ 就労継続支援B型花まる館開設申請(H30.6.20)時に**d**と当法人の間の(仮)の文字を入れた(仮)賃貸借契約書(H30.6.13)〔資料3〕で「建物全体の床面積」を記載し提出しておりました。なお、**d**名義の契約としたのは、上記(2)イ⑤と同様、**a**が、自身の個人所得と、**a**さんから任された本物件の収益及び費用とを混在させてはならない、さらに倉庫部分との区別も必要だと考えたようで、**a**が所有する「**d**」と当法人とで契約書を取り交わすこととなった次第です。「**d**」についても、後述のとおり法人格はありません。法人格のない団体でありながら代表者氏名の表記がない「**d**」名義の銀行口座が存在し、当法人は当該口座に家賃を振り込んでいました。今回の事件により初めて当法人の経理担当者は**d**が**a**の所有であることを知った次第です。なお、**a**の話では、**d**の口座についても当法人が振り込んだ家賃がそのまま保管されているとのことでした。

④ 仮契約書では建物全体の床面積としていましたが、花まる館開設の内諾通知後に、倉庫利用部分と花まる館利用部分の面積を按分計算し、建物全体の床面積から㎡数を縮小し訂正変更した正式な賃貸借契約を交わすこととしました。当該賃貸借契約書(H30.7.27)〔資料4〕と利用面積の配置図面〔資料5〕を当法人の職員が障がい福祉課に持参し提出しております。

⑥ よって、花まる館については、建物全体の床面積から倉庫分の㎡数を差し引いた賃貸借契約書が正式なものであり、二重契約にはなっていないと認識しておりました。

⑦ なお、家賃の金額については、これまでの倉庫利用とは異なり、改装等を行い就労継続支援B型作業所としての使用に耐えうる状態になったことで利用価値が上がった結果、家賃が高くなることについて当法人としては問題ないものとの認識しておりました。

⑧ しかし、**d**との間の花まる館契約に伴い、**c**との間の倉庫契約変更については確認をすべきであり、これを怠っていたことは当法人として謹んで反省するところです。花まる館契約に伴い、倉庫部分のスペースが減少したことは確かなので、契約の見直しを求める必要があったかもしれませんが、ただし、一戸建ての建物の賃貸で、倉庫部分に保管できる荷物の量に変更はなかったことから、家賃としては相場ではないかと考えてはいます。

エ 「**c**」及び「**d**」の法人格の有無、事務所所在地及び代表者の情報

① **c**、法人格無、**c**の事務所所在地が記載、代表者、**a**

② **d**、法人格無、**d**の事務所所在地が記載、代表者、**a**

③ **c**の住所は**a**の自宅です。

④ **d**の住所につき、平成21年9月13日までの**a**の事務所所在地であるとの指摘ですが、同氏の事務所は同じアパートの**a**号室であり、別の住所となります。

オ 倉庫の所有者と異なる貸主の賃貸借契約書が存在している合理的理由

上記 (2) イ及びウ記載のとおりです。

■は、自身の個人所得と、■ a ■さんから任された本物件の収益及び費用とを混在させてはならない、また、当法人の倉庫部門と就労支援部門の収益及び費用についても混在させてはならないとの考えから、このような契約となっているとのことでした。

しかし、■ c ■も ■ d ■も■の所有会社であり、法人格がないため■自身とも言え、その利益相反については、今般、当法人として認識したところでは、法17条の4に規定があるとおり、本件契約締結にあたり■は当法人の代表権を有せず、本来であればもう一名の代表理事である■が当法人を代表するか、若しくはそれが相当でない場合は理事会において■を除いた理事の承認を得るべきものであったと考えます。本件契約により■が個人的利益を考えたものでないことは明らかですが、事後的に法人内で当該契約の是非につき実質的に検討をした上で、追認の必要があれば追認をしたいと考えています。

(3) 法令を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点

この度の法律違反及び違反を疑われるような行為を二度と起こさない組織運営を行うとともに、早急に関係者や市民の信頼回復に努める所存であり、下記の改善を行います。

- ① 理事及び監事につき、その職務の遵守を徹底するため、理事、監事および事務局職員を対象とした監査業務を含む執行業務の研修会を実施し、法令遵守の重要性を確実に認識するようにします。
- ② 当法人の組織や運営管理に係る重要な事項につき、普段から風通しの良い意見交換や提言ができるよう、ご意見箱の設置と、出された意見に対する決裁方法についてのマニュアルを制定し、有益な意見を採り入れるための体制を整えます。
- ③ 組織運営を含めた当法人の活動全体に対する意見を頂くため、有識者、会員、支援団体等を構成員とした、第三者による「自己点検評価委員会」を開催することを検討します。

